

ニ 町 号
平成31年 3月 1日

各行政推進員 様

ニセコ町長 片 山 健 也

し尿計画収集（くみ取り）の申込みについて

このことについて、平成31年度のし尿計画収集（くみ取り）を別紙「し尿収集計画表」のとおり実施いたします。

つきましては、下記の事項に注意していただき、別紙収集申込書に記入し、各自治会等内取りまとめのうえ、下記期日までに役場町民生活課生活環境係へ提出くださいますようお願いいたします。

※なお、申込に関する書類の枚数は、前年度の実績をもとに送付しております。

必要な方は申込書に記入して、し尿収集計画表家庭用控をご利用ください。

記

- 1 申込書提出期限 **平成31年3月15日（金曜日）期日厳守**
- 2 計画収集は、原則、年3回以内としますので、特殊な事情（便槽が小さい・家族数が多い等）で回数が不足する場合は、1月～3月の調整月に別途申込みください。
希望される方は、その都度、収集業者又は役場町民生活課生活環境係まで申込み願います。
なお、冬期間のくみ取り口の除雪については、各戸で行ってください。
- 3 計画収集は、自治会等ごとに収集月を決めて、申込みされた方の便槽より事業者が順次収集します。在宅・不在を問わず収集いたしますので、ご了承ください。また、羊蹄衛生センターの受入制限などで収集が一時的に遅れることもありますので、ご了承ください。
- 4 申込みがない場合、収集（くみ取り）はできませんので、記載漏れのないよう十分確認をお願いします。また、し尿収集計画表（家庭用控）は、前年度の実績をもとに申込見込み戸数分を配布いたしますのでご利用ください。（用紙が不足する場合は役場町民生活課生活環境係までご連絡ください。）

（裏面へつづく）

- 5 集会所や会館などの施設についても記載してください。(備考欄に、請求書送付先を忘
れずに記載してください。)
- 6 収集(くみ取り)料金については、現金払でお願いします。
不在の時は、請求書をポスト等に入れておきますので、10日以内に事業者へ直接お
支払いくださるようお願いいたします。
なお、料金の滞納があるとくみ取りができない場合がありますので、ご注意願います。
- 7 浄化槽を設置して維持管理契約をしている方、旅館・飲食業及び従業員のいる事業所
等は、有限会社 塚越産業(電話44-2630)に直接申込みしてください。
- 8 転居される場合は、役場町民生活課生活環境係までご連絡願います。
- 9 し尿処理料金は、平成29年4月1日から次のとおりとなっています。
10リットル当たり85円(税込み)
※消費税が改正された場合、料金が変わる場合があります。

この書類の問い合わせ先

ニセコ町役場 町民生活課 生活環境係
〒048-1595 虻田郡ニセコ町字富士見47番地
担 当：生活環境係長 佐藤 英 征
不在時：町民生活係主任 境 真 二
電話：0136-44-2121 F A X：0136-44-3500
電子メール：choumin@town.niseko.lg.jp